

E i w a N e w s

国税の納付手続

令和 6 年 5 月
(No.226)

平成 16 年に e-Tax の運用が開始され、電子申告とともに納税もインターネットバンキング等を経由して電子で行うことができるようになりました。その後、電子ダイレクト納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付の各手続の創設により、令和 4 年度には振替納税を含めたキャッシュレス納付の割合は 35.9%まで拡大しています。

なお、政府は令和 7 年度末までにキャッシュレス納付の割合を 40%まで引き上げることを目標としています。

今回はキャッシュレス納付を含めた国税の納付手続について、その概要をご紹介します。

1. 振替納税

- 納税者名義の預貯金口座からの口座引落により、国税を納付する手続
- 利用可能額・・・制限なし／手数料・・・なし

事前準備 振替依頼書のオンライン又は書面による提出

納付手続 口座引落日及び預貯金残高の確認

※所得税・個人の消費税のみ

2. ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替)

- e-Tax により申告書等を提出した後、納税者名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落しにより国税を電子納付する手続
- 利用可能額・・・金融機関によって異なる／手数料・・・なし

事前準備 ①e-Tax の利用開始手続

②ダイレクト納付利用届出書のオンライン又は書面による提出 (法人は書面提出のみ)

③ダイレクト納付利用可能のお知らせの確認

納付手続 e-Tax での納付手続

※利用届出書提出から利用可能となるまで、書面の場合 1 か月程度、オンラインの場合 1 週間程度かかる

※税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能

3. インターネットバンキング等

- インターネットバンキングや ATM 等により国税を電子納付する手続
- 利用可能額・・・金融機関によって異なる
- 手数料・・・なし (インターネットバンキング等の利用のための手数料がかかる場合あり)

事前準備 ①インターネットバンキング等の口座開設

②e-Tax の利用開始手続

納付手続 インターネットバンキング等での納付手続

4. クレジットカード納付

- インターネット上でのクレジットカード支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者 (トヨタファイナンス株) へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する手続

- 利用可能額

・・・1度の手続につき、1,000万円未満、かつクレジットカードの決済可能額以下

- 手数料・・・納付税額に応じた決済手数料

事前準備 専用サイトへの入力情報の準備

(確定申告書などの税目・金額のわかるものと利用するクレジットカード)

納付手続 専用サイトへのアクセス、専用サイトでの納付(委託)手続

5. スマホアプリ納付

- 国税庁長官が指定した納付受託者(GMO ペイメントゲートウェイ(株))が運営するスマートフォン決済専用の Web サイト(国税スマートフォン決済専用サイト)から、納税者が利用可能な Pay 払いを選択し、納付受託者に納付を委託する手続

- 利用可能額・・・30万円以下/手数料・・・なし

事前準備 専用サイトへの入力情報の準備(税目・金額のわかるものとスマートフォン)

納付手続 専用サイトへのアクセス、専用サイトでの納付(委託)手続

6. コンビニ納付(QRコード)

- 自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用し、国税庁長官が指定した納付受託者(コンビニエンスストア)へ納付を委託することにより国税を納付する手続

- 利用可能なコンビニエンスストア

・・・ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ、ファミリーマート

- 利用可能額・・・30万円以下/手数料・・・なし

事前準備 QRコードの作成

(確定申告書等作成コーナー、コンビニ納付用QRコード作成専用画面、e-Taxで作成可能)

納付手続 ①コンビニエンスストアのキオスク端末(Loppi、マルチコピー機)にQRコードを読み込ませ、バーコード(納付書)を出力

②現金にバーコード(納付書)を添えてコンビニエンスストアの窓口で納付(委託)

7. コンビニ納付(バーコード)

- 税務署から送付又は交付されたコンビニ納付専用のバーコード付納付書を使用し、国税庁長官が指定した納付受託者(コンビニエンスストア)へ納付を委託することにより国税を納付する手続

- 利用可能額・・・30万円以下/手数料・・・なし

事前準備 バーコード付納付書の入手(税務署から送付又は交付)

納付手続 現金にバーコード付納付書を添えてコンビニエンスストアの窓口で納付(委託)

※納付書が税務署から送付又は交付される場合

所得税の予定納税、督促・催告による場合、賦課課税方式による場合(各種加算税等)など

8. 窓口納付

- 金融機関又は所轄税務署の窓口で、現金に納付書を添えて国税を納付する手続

- 利用可能額・・・制限なし/手数料・・・なし

事前準備 納付書の入手

納付手続 現金に納付書を添えて金融機関又は所轄税務署の窓口で納付

ご不明な点がございましたら、弊事務所担当者までお気軽にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。